

1. はじめに

(1) 本構想（本ビジョン）改定の趣旨

本県の水道は 99.8%まで普及し、公衆衛生の向上や生活環境の改善という観点だけでなく、県民生活や事業活動、都市機能を維持するための社会基盤として、多様かつ高度な機能が求められている。

しかし、各水道事業者は、節水機器の普及や人口減少に伴う給水収益の減少、水道人材の不足など、水道を取り巻く環境が年々厳しさを増す中で、老朽化した施設の更新や大規模災害に備えた施設整備に取り組みなければならないといった課題を抱えている。

こうした厳しい状況が見込まれる中、県内水道が将来にわたって安全な水の安定的な供給を持続するため、水道の基盤強化に向けた方針を示すものとして、平成 23 年 3 月に埼玉県水道整備基本構想を改定し、埼玉県水道ビジョン（以下「ビジョン」という。）として位置付けた。

ビジョンでは、水道の基盤強化を図る上で有効とされる事業統合を県内水道の目指すべき方向性として示しており、将来の県内水道 1 本化を見据え、県内を 12 のブロックに分け、市町村が経営する水道事業をブロック単位で統合することによる広域化の実現を目標としたところである。

これまで、各ブロックにおいて事業統合に向けた検討を行ってきたが、ブロックを構成する水道事業者ごとに、運営状況や事業統合の必要性についての認識が異なるため、事業統合の実現に至ったのは秩父地域のブロックにとどまっており、ビジョン策定から 10 年が経過した現在も、他のブロックでは進展が見られない状況である。

このため、今後は事業統合に限らない様々な取組を加え、多様な広域化を推進しながら、着実に水道の基盤強化を図る必要がある。

一方、国においても、平成 30 年 12 月に水道法を改正し、基盤強化に努めるよう水道事業者等に求めるとともに、基盤強化に向けた広域化の方針や具体的な取組等を示した水道広域化推進プランを令和 4 年度末までに策定するよう都道府県に要請したところである。

そこで、広域化に関する取組について、これまでの進捗状況や課題等を踏まえ、内容を見直すとともに、水道広域化推進プランを兼ねるものとするため、このたび、ビジョンを改定したものである。

【用語の定義】

○「広域化」と「広域連携」について

「広域化」と「広域連携」は同義であり、事業統合、経営の一体化、施設の共同設置や共同利用、事務の共同処理など、複数の事業者間の広域的な連携に係る様々な取組形態を指す。

※本ビジョンでは、「水道広域化推進プランの策定について」（平成31年1月25日〔総務省・厚生労働省〕）に合わせ、「広域化」という表現を用いる。

(2) 本構想（本ビジョン）の改定経緯と位置付け

本県は、昭和 52 年の水道法改正に伴い、「広域的整備基本構想」と「広域的水道整備計画」を策定し、水道整備の基本的な構想及び水道の広域的整備に関する基本方針等について定めた。

その後、昭和 62 年に「広域的整備基本構想」を「埼玉県水道整備基本構想」として、平成 2 年に「広域的水道整備計画」を「広域的水道整備計画（埼玉広域水道圏）」として見直し、広域的整備を推進してきた。

また、平成 9 年の「埼玉県長期ビジョン」、厚生労働省による平成 11 年の「21 世紀における水道及び水道行政のあり方」を受け、平成 16 年に「埼玉県水道整備基本構想」、「広域的水道整備計画（埼玉広域水道圏）」を改定した。

一方、厚生労働省は、平成 16 年 6 月に「水道の現状と将来見通しを分析・評価し、水道のあるべき将来像について、全ての水道関係者が共通目標を持ってその実現のための具体的な施策や工程を包括的に示す」 「水道ビジョン」を策定し、併せて、各水道事業者及び水道用水供給事業^{※1}者（以下「水道事業者等」という。）の取組を推進するため、「地域水道ビジョン」の作成を推奨してきた。

この状況を受け、県は、図 1-1 のとおり、平成 23 年 3 月に「埼玉県水道整備基本構想」を改定し、「埼玉県水道ビジョン」と位置付け、都道府県版の地域水道ビジョンを策定した。そして、安全・安心な水道水を将来にわたって供給し続けることを目指すべく、県内の水道関係者の役割を明確にし、県民への給水サービス向上に係る取組を一層進めることとした。

その後、日本全体の人口減少に伴う料金収入の減少、水道施設の更新需要の増大、東日本大震災の経験など、水道を取り巻く環境の大きな変化に対応していくため、厚生労働省は、幅広い水道関係者が今後の水道の理想像を共有し、役割分担に応じた取組に挑戦していくことを目指して、平成 25 年 3 月に「新水道ビジョン」を策定した。

なお、県内水道事業者等の地域水道ビジョン策定状況は、図 1-2 のとおり、令和 2 年度末現在で 100%となっている。

また、秩父地域では、平成 23 年 3 月に「広域的水道整備計画（秩父広域水道圏）」が策定され、平成 23 年 9 月には 1 市 4 町により「ちちぶ定住自立圏形成協定」の取組の一つとして水道事業の運営の見直しを行った。その後、平成 28 年 4 月に 1 市 4 町の 4 つ^{※2}の水道事業を統合し、秩父広域市町村圏組合として水道事業の運営を開始した。

※1 水道事業者に水道用水を供給する事業

※2 秩父市水道事業、小鹿野町水道事業、横瀬町水道事業、皆野・長瀬水道企業団

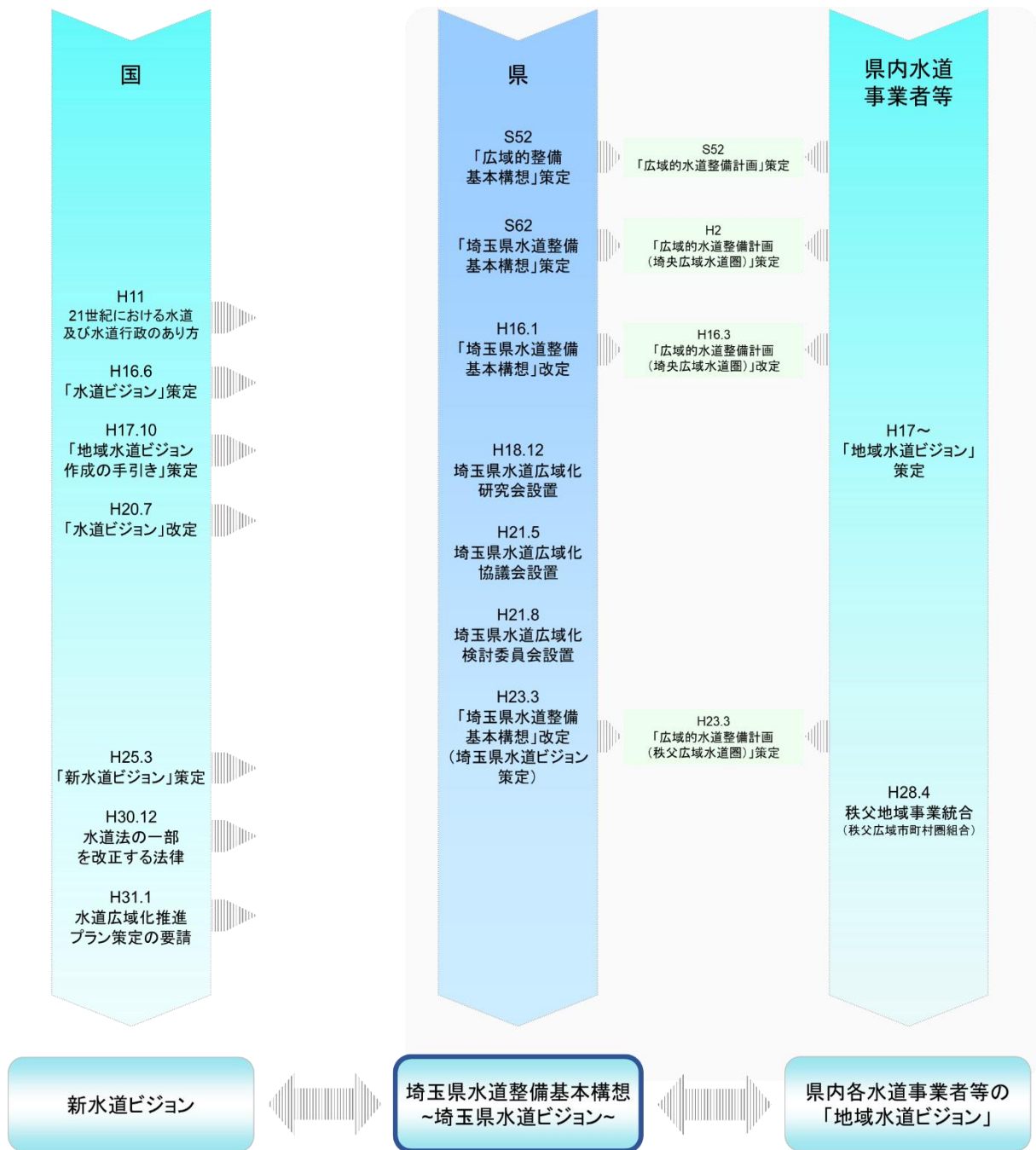
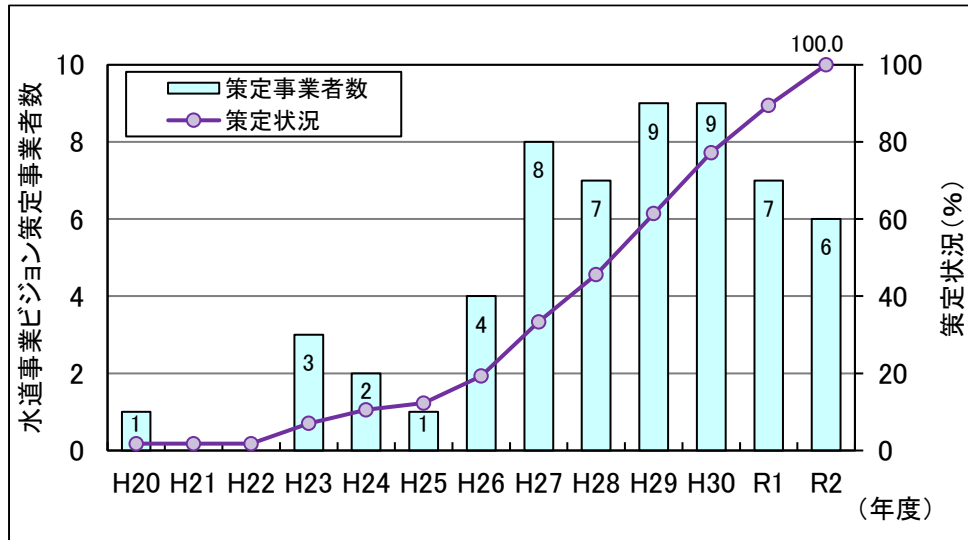


図 1-1 埼玉県水道整備基本構想の改定経緯と位置付け



(出典) 埼玉県保健医療部生活衛生課調べ 水道ビジョン策定状況 (令和3年3月31日現在)
 (上水道 55 事業者+東秩父村+県企業局)

図 1-2 県内水道事業者等の地域水道ビジョン策定状況

(3) 本構想 (本ビジョン) の目標年度

本構想 (以下「本ビジョン」という。) の目標年度は、令和 12 年度とする。